FAQ

神戸市職員信用組合

長期間ご利用のない口座に係る口座管理手数料に関するお手続きについて

平素はしょくしんをご利用いただき、誠にありがとうございます。

毎年 10 月 31 日現在で長期間ご利用のない口座をお持ちのお客様に「長期間ご利用のない口座の口座管理手数料引落しと口座解約についてのご案内」文書を送付しております。

＜お手続きフローチャート＞と＜FAQ＞をまとめましたので、ご参考いただきますようお願いいたします。

記

＜お手続きフローチャート＞

お客様のケースに応じてお手続き方法が異なります。個々のケースについて、下記のフローチャートをご参照ください。

A. 個人の場合

①お手続きされない場合 → **令和８年５月 31 日までに**口座をご利用されない場合は、**７月１日（第１営業日）に口座管理手数料（440円）を引落しさせていただき※、残高が 440 円未満になった時点で手数料に充当し、自動解約します。**

②口座の残高が ０ 円の場合 → **令和８年５月 31 日までに**口座をご利用されない場合は**自動解約となります。お客様のお手続きは不要です。**

③口座の残高が 440 円に満たない場合 → **令和８年５月 31 日までに**口座をご利用されない場合は残高全額を自動引落しのうえ、口座管理手数料額の一部に充当し、**自動解約となります。お客様のお手続きは不要です。**

FAQ

神戸市職員信用組合

④口座を解約する場合

令和８年５月 31 日までに窓口か郵送で解約のお手続きをお願いいたします。
窓口ご来店時に通帳、届出印、本人確認書類をお持ちください。郵送をご希望の際はご連絡ください。

⑤口座をご利用される場合

令和８年５月31日までにご入金やご出金のお取引をいただければ、手数料をいただくことはございません。

B. 任意団体の場合

①お手続きされない場合

令和８年５月 31 日までに口座をご利用されない場合は、７月１日に口座管理手数料（440 円）を引落しさせていただきます。※

②口座の残高が０円の場合

令和８年５月 31 日までに口座をご利用されない場合は自動解約となります。お客様の解約のお手続きは不要です。

③口座の残高が440円に満たない場合

令和８年５月 31 日までに口座をご利用されない場合は残高全額を自動引落しのうえ、口座管理手数料額の一部に充当し、自動解約となります。お客様の解約のお手続きは不要です。

④口座を解約する場合

令和８年５月 31 日までに解約のお手続きをお願いいたします。

神戸市職員信用組合

⑤口座をご利用される場合

→ 令和８年５月31日までにご入金やご出金のお取引をいただければ、手数料をいただくことはございません。

C. 個人の相続の場合

①お手続きされない場合

→ 令和８年５月 31 日までにお手続きされない場合は、７月１日に口座管理手数料（440 円）を引落しさせていただき※、残高が 440 円未満になった時点で手数料に充当し、自動解約します。

②口座を解約する場合

→ 令和８年５月 31 日までに預金者の死亡の届出と相続のお手続きをお願いいたします。

※そのままご利用のない状態が続くと、毎年、口座管理手数料を引落しさせていただきます。

＜FAQ＞
ご不明な点について、下記の FAQ もあわせてご参照ください。

Q1. なぜ口座から手数料を引き落とすのでしょうか。

(答)
当組合において、ご利用状況に関わらずお客様の口座の維持・管理をするため、システム費などのコストを負担しております。少額のままご利用のない口座については、そのうちの必要最小限の費用を「口座管理手数料」としてご負担いただくものです。
また、長期間ご利用されていない口座は、マネー・ロンダリングなど、犯罪に悪用される恐れがあります。

神戸市職員信用組合

このため、組合員を脱退されたお客様や、組合員以外の家族口座をお持ちのお客様、任意団体を含め長期間のご利用のない口座をお持ちのお客様から手数料をいただくことで、お客様に必要な費用をご負担いただくとともにお持ちの口座をご認識いただき、口座の管理や解約について必要なお手続きをしていただくようお願いしております。

Q2. 手数料の支払いは窓口で手続きしなければならないのでしょうか。

（答）

窓口にお越しいただく必要はございません。今後口座をご利用されず、令和８年５月 31 日時点（長期間ご利用のない口座として確定する日）で口座の残高が１万円に満たない場合は、翌々月の７月１日（第１営業日）に自動引き落としさせていただきます。なお、残高が手数料額（４４０円）未満の場合は残高全額を口座管理手数料額の一部に充当し、口座を自動解約させていただきます。手数料の不足額をお支払いいただく必要はございません。

Q3. 郵便物が届いていないので、通知を見ていません。

（答）

お届出いただいているご住所にご案内文書を郵送しております。

なお、ご案内が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとして取り扱いしております。

当組合のホームページの「各種預金規定」のうち、「普通預金規定 18（口座管理手数料）別途規定」をあわせてご確認ください。

お届出されているご住所等に変更がある場合は、必要なお手続きをお願いします。

Q4. 口座管理手数料が徴収された後に口座の利用を再開した場合には手数料を返還してほしいのですが。

（答）

申し訳ございません。一旦引き落としされた口座管理手数料はお返しできません。令和８年５月 31 日までに口座のご利用をお願いいたします。

神戸市職員信用組合

Q5. 既に口座管理手数料が徴収された後、口座の残金はどうなるのでしょうか。

(答)

お客様の口座に残金が残ったままとなっております。なお、そのままご利用のない状態が続くと、毎年、口座管理手数料を引落しさせていただくことになります。また、残高が口座管理手数料額（４４０円）未満となった場合は残高全額を自動引落しのうえ口座管理手数料額の一部に充当し、口座を自動解約させていただきます。

Q6. 団体口座の代表者ですが、口座管理手数料は個人の口座から引き落とされるのでしょうか。

(答)

団体口座から引き落とされますので、個人の口座から引き落とされることはありません。

Q7. 口座管理手数料を払ってから解約手続きをするのでしょうか。

(答)

７月の第１営業日までに解約手続きをしていただければ、口座管理手数料をお支払いいただく必要はありません。

なお、口座残高が 0 円であったり、残高が手数料の 440 円に満たない場合は、自動解約となりますので、お客様は解約手続きをしていただく必要はありません。

Q8. 口座管理手数料に口座残高が満たない場合は、追加で手数料相当額を支払う必要があるのでしょうか。

(答)

手数料に満たない差額を追加でお支払いいただく必要はありません。ご安心ください。